

平成26年第5回飛騨市議会定例会議事日程

平成26年10月1日 午後3時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案第86号	飛騨市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
第3	議案第87号	飛騨市山田地域福祉センター条例の一部を改正する条例について
第4	議案第88号	飛騨市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第5	議案第89号	飛騨市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について
第6	議案第90号	飛騨市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例について
第7	議案第91号	飛騨市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について
第8	議案第92号	飛騨市保育の必要性の認定基準に関する条例について
第9	議案第93号	飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について
第10	議案第94号	飛騨市過疎地域自立促進計画の変更について
第11	議案第95号	元田辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
第12	議案第96号	坂下辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
第13	議案第97号	飛騨市肉用牛繁殖センター条例の一部を改正する条例について
第14	議案第98号	字区域の変更について(宮川町打保Ⅹ地区)
第15	議案第99号	字区域の変更について(神岡町吉田Ⅴ地区)
第16	議案第100号	字区域の変更について(神岡町吉田Ⅵ地区)
第17	議案第101号	平成26年度飛騨市一般会計補正予算(補正第2号)
第18	議案第102号	平成26年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第2号)
第19	議案第103号	平成26年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第2号)
第20	議案第104号	平成26年度飛騨市簡易水道事業特別会計補正予算(補正第1号)

日程番号	議案番号	事 件 名
第21	議案第105号	平成26年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第2号)
第22	議案第106号	平成26年度飛騨市駐車場事業特別会計補正予算(補正第1号)
第23	議案第107号	平成26年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第2号)
第24	認定第1号	平成25年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について
第25	認定第2号	平成25年度飛騨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第26	認定第3号	平成25年度飛騨市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
第27	認定第4号	平成25年度飛騨市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第28	認定第5号	平成25年度飛騨市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第29	認定第6号	平成25年度飛騨市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第30	認定第7号	平成25年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第31	認定第8号	平成25年度飛騨市農村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第32	認定第9号	平成25年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第33	認定第10号	平成25年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第34	認定第11号	平成25年度飛騨市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第35	認定第12号	平成25年度飛騨市情報施設特別会計歳入歳出決算の認定について
第36	認定第13号	平成25年度飛騨市給食費特別会計歳入歳出決算の認定について
第37	認定第14号	平成25年度飛騨市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
第38	認定第15号	平成25年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について
第39	意見第5号	「手話言語法」制定を求める意見書
第40	発議第5号	議会改革特別委員会設置に関する決議

本日の会議に付した事件

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2	議案第86号	飛騨市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
日程第3	議案第87号	飛騨市山田地域福祉センター条例の一部を改正する条例について
日程第4	議案第88号	飛騨市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第5	議案第89号	飛騨市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について
日程第6	議案第90号	飛騨市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例について
日程第7	議案第91号	飛騨市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について
日程第8	議案第92号	飛騨市保育の必要性の認定基準に関する条例について
日程第9	議案第93号	飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について
日程第10	議案第94号	飛騨市過疎地域自立促進計画の変更について
日程第11	議案第95号	元田辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
日程第12	議案第96号	坂下辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
日程第13	議案第97号	飛騨市肉用牛繁殖センター条例の一部を改正する条例について
日程第14	議案第98号	字区域の変更について(宮川町打保X地区)
日程第15	議案第99号	字区域の変更について(神岡町吉田V地区)
日程第16	議案第100号	字区域の変更について(神岡町吉田VI地区)
日程第17	議案第101号	平成26年度飛騨市一般会計補正予算(補正第2号)
日程第18	議案第102号	平成26年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第2号)
日程第19	議案第103号	平成26年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第2号)
日程第20	議案第104号	平成26年度飛騨市簡易水道事業特別会計補正予算(補正第1号)
日程第21	議案第105号	平成26年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第2号)
日程第22	議案第106号	平成26年度飛騨市駐車場事業特別会計補正予算(補正第1号)
日程第23	議案第107号	平成26年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第2号)
日程第24	認定第1号	平成25年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第25	認定第2号	平成25年度飛騨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第26	認定第3号	平成25年度飛騨市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第27	認定第4号	平成25年度飛騨市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第28	認定第5号	平成25年度飛騨市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第29	認定第6号	平成25年度飛騨市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第30	認定第7号	平成25年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第31	認定第8号	平成25年度飛騨市農村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第32	認定第9号	平成25年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第33	認定第10号	平成25年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第34	認定第11号	平成25年度飛騨市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第35	認定第12号	平成25年度飛騨市情報施設特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第36	認定第13号	平成25年度飛騨市給食費特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第37	認定第14号	平成25年度飛騨市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について

日程第38	認定第15号	平成25年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について
日程第39	意見第5号	「手話言語法」制定を求める意見書
日程第40	発議第5号	議会改革特別委員会設置に関する決議

○出席議員(17名)

1番	前中	川嶋	文国	博則
2番	田洞	嶋中	清和	安彦
3番	野	口村	勝和	憲正
4番	後福	藤田	武明	彦彦
5番	菅内	沼海	良真	郎次
6番	森高	下原	邦充	子希
7番	谷天	原口	幸寛	子男
8番	葛山	木谷	博寛	徳文
9番	池	下田	寛恵	文一
10番	籠	山	美	子
11番				
12番				
13番				
14番				
15番				
16番				
17番				

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

市長	井白	上川	久修	則平
副市長	山	本	幸幸	一博
教育長	福小	田倉	孝久	文徳
代表監査委員	野石	村腰		豊廣
総務部長	水柏	上木	雅雅	行子
財政課長	谷藤	澤井	敦義	子昌
教育委員会事務局長	川	瀨	智	彦光
企画商工観光部長	沢之	向		秋
環境水道部長	川	上	清	
市民福祉部長				
農林部長				
基盤整備部長				
消防長				
病院管理室長				

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	東	佐藤
書記	竹原	美香

(開議 午後 3 時 0 0 分)

◆開議

◎議長 (菅沼明彦)

本日の出席議員は全員であります。執行部では会計管理者、野村重昭君が欠席であります。それでは、ただ今から本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◆日程第 1 会議録署名議員の指名

◎議長 (菅沼明彦)

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 81 条の規定により 9 番、内海良郎君、10 番、森下真次君を指名いたします。

◆日程第 2 議案第 86 号 飛騨市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
から

日程第 9 議案第 93 号 飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について

◎議長 (菅沼明彦)

日程第 2、議案第 86 号、飛騨市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第 9、議案第 93 号、飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例についてまでの 8 案件を、会議規則第 35 条の規定により一括して議題とします。議案第 86 号から議案第 93 号までの 8 案件については、総務常任委員会に審査を付託してありますので、総務常任委員長から審査の経過および結果の報告を求めます。総務常任委員長、葛谷寛徳君。

[総務常任委員長 葛谷寛徳 登壇]

●総務常任委員長 (葛谷寛徳)

それでは、総務常任委員会に付託されました議案第 86 号から議案第 93 号までの 8 案件につきまして、審査の概要ならびに結果について報告をいたします。

去る 9 月 22 日午前 10 時より、また、9 月 25 日午後 3 時 45 分より、委員会室で審査を行いました。

議案第 86 号、飛騨市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。本案は、母子及び寡婦福祉法の一部が改正され、法律名が変更されたことに伴い関係箇所を改正し、また、同法に父子家庭の規定が明記されたことに伴い読み替え規定部分を削除するものです。

法律名は「母子及び父子並びに寡婦福祉法」と変わり、父子家庭への支援の拡充が図られることとなる。また、飛騨市では 9 月 3 日現在、母子家庭が、親 166 人、児童 2

46人、父子家庭が親43人、児童65人となっておりますとの説明がありました。

質疑では、改正により父子家庭への福祉サービスは、どういうものが利用できるようになるのかとの質問に対し、福祉資金の貸し付けが、今までは父子家庭は対象外であったが、法律の改正で父子家庭に拡大されたこと。児童扶養手当については、前は公的年金受給者について、金額に応じて受けられないものがあつたが、今回見直しされたことよつて、一部支給できるよう拡充されたこと。また、就労支援についても行うこととされたことから、市もサービスの提供を行いたいと考えているとの答弁がありました。

自由討議、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

次に、議案第87号、飛騨市山田地域福祉センター条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、山田地域福祉センターについて、指定管理施設とすることができる規定を設けること、および施設使用料について、施設内の室区分および使用時間帯ごとに使用料を細分化するものであります。

この施設は現在、支える会が、日中一時支援事業を実施していただいており、障害者福祉充実のために、より効果的に事業拡充していただくためには、指定管理者制度を導入することが良い方法と考えるとの説明がありました。

質疑では、冷暖房費の30%は、市全体のバランスを考慮されているかとの質問に対し、教育委員会のコミュニティ施設等とあわせたものであり、30%は上限であると考えているとの答弁がありました。

また、この施設はピースが学童保育などやったりしたら地域に貸すスペースがあるのかとの質問があり、地区の方々には、今までどおりここを使用していただきたいということをお話している。もともと支える会の方針は、地域を巻き込んで、地域の中で活動していきたいということをお話しているとの答弁がありました。

自由討議、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

次に、議案第88号、飛騨市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（以下、第3次一括法と言います。）の施行による介護保険法の一部改正に伴い、指定介護予防支援事業の指定申請者に関する基準について市条例で定めるもので、厚生労働省令の規定どおり、指定介護予防支援事業の指定申請者は、法人格があるものに限る旨の基準を定めるとの説明がありました。

質疑では、飛騨市の中で法人格を有していないで、地域密着型サービス事業をやっている所はあるのかとの質問では、今までも、厚生労働省令では、法人格を有するものとなつており、飛騨市にそういった所はないとの答弁がありました。

また、この条例は、介護サービス事業者同様、介護予防の支援事業をやる事業者も法人にしなければということかとの質問には、あくまでも飛騨市の指定地域密着型サービス事業者ということで、その事業を実施するところについての法人格の規定であり、サービスを低下させないために、きちんとした法人格を持った所で適切な事業を実施してもらいたいということで整備したものであるとの答弁でありました。

また、この条例は、要支援1、要支援2の方は、これまでの介護保険サービスの対象ではないですよということとは関係ないのかとの質問では、今回の改正は、指定介護予防支援ということで、要支援者のケアプランを作成する事業所、つまり地域包括支援センターに関する権限が法律で市町村に移譲され、地域密着型サービスの条例の中に新たに指定介護予防支援にかかるものを加えたというような改正になっているとの説明がありました。

また、今まで包括支援センターで行政がやっていたものが、民間参入できるようになり、利用料はどうなるのかとの質問では、料金は介護報酬ということで、すべて国の報酬に沿った形になっているとの答弁がありました。改正によって、利用者の介護サービスの低下にならないか、民間がやっても行政のチェックの仕組みは残るのかとの質問では、現在、受けているサービスは変わらず、新しい事業を立ち上げていただくときは、しっかりしたサービスを提供いただけるところを見極めていきたいとの答弁がありました。

自由討議、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

次に、議案第89号、飛騨市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について申し上げます。

本案は、第3次一括法の施行による介護保険法の一部改正に伴い、これまで全国一律に定められていた指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援事業の運営等に関する基準が、市の条例によって定めることとされたため、その基準を定めるものであります。「記録の保存年限」の基準を定めること以外は、介護保険法に基づく厚生労働省令と同様の基準とするものです。

質疑では、介護保険法が大きく変わり、条例を定めることによって、具体的に受ける利益はどう変わるのかとの質問があり、今回の改正は、ケアプランの作成の件だけで、ほかの支援事業等のサービスでなくケアプランの事業所についての改正ということで、特段利用者へのサービスの低下というような影響はなく、事業の該当になっているのも地域包括支援センターということなので、大きな影響はないとの答弁がありました。

自由討議、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

次に、議案第90号、飛騨市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例について申し上げます。

本案は、全国一律に定められていた地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するため必要な基準について、市の条例によって定めることとされたため、その基準を定めるものであります。現行の厚生労働省令は、理念的な方針を定めたものとなっており、本市の実情と異なるものではないため、市独自の基準は定めず、現行省令の内容と同様の基準を定めようとするものです。

包括的支援事業は、総合相談やケアマネージャーの支援事業、介護予防事業等に関するケアマネジメントのような事業をすることによって、介護保険の被保険者が可能な限り住み慣れた地域で自立した地域生活を営むことができるようにすることが基本理念であり、これに基づき本条例を制定するものであるとの説明がありました。

質疑、自由討議、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

次に議案第91号、飛騨市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法で規定する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について、市の条例で定めることとされたことに伴い制定するもので、本市の実情が、国の基準と異なる内容を新たに定める特別な事情等がないことから、すべて国の基準どおりとするものです。

特定教育・保育施設とは、認定こども園、幼稚園、保育所の3つであり、特定地域型保育事業には、家庭的保育事業、小規模型保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業があって、これは新たに市の認可が必要になる。基本的には0歳から2歳までの子供さんを対象にする事業であるとの説明がありました。

質疑では、飛騨市の保育をどのようにしていくのか、条例をどう活用するのかについて質問があり、答弁では、今、保育園制度はだいたい確立され、市民の方はこれまでどおり続けてほしいという意見につながってきていると思う。延長保育等については、それぞれの時点で考えていかなければならないのではないかと考えているが、全般的な考え方としては、今の体制を維持していきたい。

また、今後、未満児保育にあずけたいが、なかなかあずかってもらえないときに、この条例の中の家庭的保育事業とか小規模型保育事業がうまく立ち上がって、そこをカバーしてもらうことで子育て施策を充実できればいいと思っているとの答弁がありました。

自由討議、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

次に議案第92号、飛騨市保育の必要性の認定基準に関する条例について申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、保育の必要性の認定を行う上で必要となる基準を新たに定めるもので、それに伴い、現在の保育の実施に関する条例を廃止するものです。

内容は、保育の必要性の認定基準について国の基準に従い制定するもので、保育に欠ける事由が、新制度において増えたこと。また、認定基準の中で「1月において48時間以上労働することを常態とすること」としたことについては、市内保護者の就労状況等を考慮した上で、決定したとの説明がありました。

質疑では、第3条において新しく追加された内容について質問があり、就学、虐待、育児休業の関係で、項目が新たに追加されたとの答弁がありました。

また、母親が育児中、あるいはお年寄りの介護で仕事をしていないときは、民生委員さんの証明書をもって保育園にあずけているが、そういうようなものはこれからも認めていくのかとの質問では、国が示している事由だけでは、具体的には客観的判断が難しいことから、これまで市では保育の実施運用基準を定めており、新制度になってもこれまでの基準は変えない。基本的には今までの基準を遵守したいとの考え方であるとの答弁がありました。

DVに対する子供の保護について、保育園以外の時間についてはどう対処しているのかとの質問では、例えば乳幼児健診等で早期に把握されているケースでは、福祉課や発達支援センター、必要であれば子育ての対応をしながら、家庭に帰っても少しでも安全に過ごせるような配慮を各関係者が連携して行っているとの答弁がありました。

自由討議、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

最後に議案第93号、飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、学校開放施設、公民館施設、コミュニティー施設、スポーツ施設および生涯学習施設について、市民が利用しやすい環境とするため使用料を見直し、また、コミュニティー施設の部屋区分および時間区分の見直しを行うものです

料金の基準単価は、4時間を基本とし、1平方メートル当たり8円とし、冷暖房は使用者の申請によって30%の割増料金に。また、平日、土日、祝日の利用料金格差を是正し統一するものであるとの説明がありました。

質疑では、学校施設における区分でステージが抜けているのはなぜかとの質問に対して、ステージは屋内運動場とセットのものとして考えており、これまでの利用の実態としても、ステージだけ別の団体が使用することは皆無であるため、ステージの区分は撤廃するなど、実績に応じて整理したものであるとの答弁がありました。

また、見直しによる影響額の質問については、試算はしていないが、利用者の増につながるものと判断しているとの答弁がありました。

自由討議、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

以上が審査結果の大略であります。別途、本委員会所管に係る「手話言語法」制定を求める意見書の発議手続きをとりましたことを申し添え、総務常任委員長報告といた

します。

[総務常任委員長 葛谷寛徳 着席]

◎議長（菅沼明彦）

以上で報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

質疑がないようですから質疑を終結し、これより自由討議を行います。自由討議はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

なしと認めます。これで自由討議を終結いたします。これより討論を行います。討論の通告がありませんので討論を終結し、これより採決をいたします。議案第86号から議案第93号までの8案件については、一括採決いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

異議なしと認めます。これより一括採決をいたします。議案第86号から議案第93号までの8案件については、いずれも委員長報告は可決であります。これら8案件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

ご異議なしと認めます。よって、議案第86号から議案第93号までの8案件については、委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第10 議案第94号 飛騨市過疎地域自立促進計画の変更について
から

日程第16 議案第100号 字区域の変更について（神岡町吉田VI地区）

◎議長（菅沼明彦）

日程第10、議案第94号、飛騨市過疎地域自立促進計画の変更についてから、日程第16、議案第100号、字区域の変更について、神岡町吉田VI地区までの以上7案件を、会議規則第35条の規定により一括して議題とします。議案第94号から議案第100号までの7案件については、産業常任委員会に審査を付託してありますので、産業常任委員長から審査の経過および結果の報告を求めます。産業常任委員長、後藤和正君。

[産業常任委員長 後藤和正 登壇]

●産業常任委員長（後藤和正）

それでは、産業常任委員会に付託されました議案第94号から議案第100号までの7案件につきまして、審査の概要ならびに結果について報告をいたします。

去る9月22日、午後1時30分より委員会室で審査を行いました。

議案第94号、飛騨市過疎地域自立促進計画の変更について申し上げます。本案は、事業内容の追加により計画を変更するものです。今回、農業基盤整備1件、市道整備4件、農道整備2件、道路整備等機械1件、高齢者福祉施設1件、体育施設1件の追加を予定していますが、このうち高齢者福祉施設は、神岡町内で社会福祉法人神東会しんとうかいが実施されるショートステイ施設の新築です。この事業は、過疎計画では高齢者福祉施設、その他に当たり、今まで過疎計画に計画していなかった項目であるため、新しい施設名の追加となることから議決を求めるものであるとの説明がありました。

質疑、自由討議、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものとして報告することに決しました。

次に議案第95号、元田辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について申し上げます。

本案は、簡易水道の老朽化による水道管の更新事業に辺地債の充当を計画しており、飲料水供給施設の事業費が大きく増額となったことなどに伴い議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

質疑では、辺地はいくつあるのかとの質問があり、古川の数河、平畦、稲越、元田、坂下、漆山、茂住、山之村の8計画であるとの答弁がありました。また、今回の変更の要因についての質問では、水道管の径あるいは施設の延長の増額であるとの答弁がありました。

自由討議、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものとして報告することに決しました。

次に議案第96号、坂下辺地さかしもに係る公共的施設の総合整備計画の変更について申し上げます。

本案は、市道杉原・小豆沢線改良事業が大幅に変更になるために議会の議決を求めるものであり、診療施設の変更については、過年度の事業費の精算による変更であるとの説明がありました。

質疑、自由討議、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものとして報告することに決しました。

次に議案第97号、飛騨市肉用牛繁殖センター条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、飼料価格高騰による畜産経営の圧迫解消および耕畜連携推進を目的として、飼料用米、発酵粗飼料を活用することに関し、その保管のため必要となる保管庫、河合町旧たくみどうむ匠童夢を繁殖センターの一施設として位置付けるための条例改正です。

質疑では、現在の飼料価格高騰の状況についての質問がありました。答弁では、繁殖雌牛の主な粗飼料であるスーダンの価格は、繁殖センターができたころは、1キログラム当たり30円台であったが、今は50円～60円と価格が1.5倍に高騰しているとの説明がありました。また、この計画では建物だけでグラウンドの利用は考えていないのかとの質問では、建物と周りの舗装されている部分は利用するが、グラウンドは考えていないとの答弁がありました。

自由討議、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものとして報告することに決しました。

次に議案第98号、字区域の変更について、宮川町打保^{うつぼ}X地区、同じく議案第99号、神岡町吉田V地区、同じく議案第100号、神岡町吉田VI地区の3議案について申し上げます。

本案は地籍調査事業の実施により、字区域を変更するものです。3地区とも土地所有者また地元の地籍組合の申し出により山林の管理上、地籍調査を機会に字界の変更を行うものであるとの説明がありました。

質疑、自由討議、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものとして報告することに決しました。以上、当委員会に付託されました審査の報告を終わります。

〔産業常任委員長 後藤和正 着席〕

◎議長（菅沼明彦）

以上で報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

質疑がないようですから質疑を終結し、これより自由討議を行います。自由討議はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

なしと認めます。これで自由討議を終結いたします。これより討論を行います。討論の通告がありませんので討論を終結し、これより採決いたします。議案第94号から議案第100号までの7案件については、一括採決いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

異議なしと認め、これより一括採決いたします。議案第94号から議案第100号までの7案件については、いずれも委員長報告は可決であります。これら7案件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

ご異議なしと認めます。よって、議案第94号から議案第100号までの7案件については、委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第17 議案第101号 平成26年度飛騨市一般会計補正予算（補正第2号）
から

日程第23 認定第107号 平成26年度飛騨市水道事業会計補正予算（補正第2号）

◎議長（菅沼明彦）

日程第17 議案第101号、平成26年度飛騨市一般会計補正予算、補正第2号から、日程第23、認定第107号、平成26年度飛騨市水道事業会計補正予算、補正第2号まで以上7案件を、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。

7案件につきましては、予算特別委員会に審査を付託し、その結果はお手元に配付の審査報告書のとおり、原案を可決すべきものとしております。予算特別委員会の審査の経過および結果の報告につきましては、議員全員で構成されました予算特別委員会でありましたので、会議規則第39条第3項の規定により委員長報告は省略をいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

ご異議なしと認めます。よって、本案に係る委員長報告は省略をいたします。これより自由討議を行います。自由討議はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

なしと認めます。これで自由討議を終結いたします。これより討論を行います。議案第101号から議案第107号までの7案件につきましては、討論の通告がありませんので討論を終結し、これより採決をいたします。議案第101号から議案第107号までの7案件については、一括採決をいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

異議なしと認め、これより一括採決いたします。議案第101号から議案第107号までの7案件については、いずれも委員長報告は可決であります。これら7案件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

ご異議なしと認めます。よって、議案第101号から議案第107号までの7案件については、委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第 2 4 認定第 1 号 平成 2 5 年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について
から

日程第 3 8 認定第 1 5 号 平成 2 5 年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定
について

◎議長（菅沼明彦）

日程第 2 4、認定第 1 号、平成 2 5 年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について
から、日程第 3 8、認定第 1 5 号、平成 2 5 年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算
の認定についてまで以上 1 5 案件を、会議規則第 3 5 条の規定により一括して議題とい
たします。1 5 案件につきましては。決算特別委員会に審査を付託し、その結果は原案
を認定すべきものとしております。決算特別委員会の審査の経過および結果の報告につ
きましては、議員全員で構成されました決算特別委員会でありましたので、会議規則第
3 9 条第 3 項の規定により委員長報告は省略をしたいと思います。これにご異議ござい
ませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

ご異議なしと認めます。よって、本案に係る委員長報告は省略をいたします。これよ
り自由討議を行います。自由討議はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

これより認定第 1 号、平成 2 5 年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について、に
対する討論と採決を行います。認定第 1 号について討論の通告がありますので、順次発
言を許可いたします。

病氣治療中でありました高原邦子君に申します。お医者さん、看護師さんの待機はし
ておりませんので、もし体調が悪くなりましたらお申し出ください。最初に 1 1 番、高
原邦子君。

〔1 1 番 高原邦子 登壇〕

○1 1 番（高原邦子）

議長より発言のお許しを得ましたので、認定第 1 号、平成 2 5 年度飛騨市一般会計歳
入歳出決算の認定について、反対の立場で討論いたします。

この夏の兵庫県議ややじ問題の一件から、地方議会また議員に対して厳しい目が向け
られております。地方議会不要論まで出ています。議論もなく、行政の追認機関の役目
だけでも批判の目が向けられております。私自身、市民の皆さまから「なあなあで、い
いわ、いいわなら、議員などいらぬ」そのほか、もっと厳しい意見も聞いております。
市民の声を議会も真摯に受け止め、議会改革の必要性を考えているものであります。過
去の経験則を重視するあまり、「今までこうやってきたんだから、変えるのはおかしい」
といったごときで、敷かれたレールから外れることを避けてきたものもあると思いま

が、それではいけないと、正しい道を模索せねば、という反省に立っております。それを踏まえて本論に移ります。

今議会提出されている決算は、議会の予算議決を経て執行されたものであります。審査の中で明らかになったものですが、普通交付税等は流動的であり、当初予算はそれを見込んで大きくはできない旨の発言がありました。別の言い方をすれば、当初予算に出されてきたものはどうしても必要なものであり、厳選されたものであると捉えられると考えますが、そうであるならば、当初予算はできる限り努力して執行するべきであると私は思います。年度末の3月議会に多額の減額補正予算が提出されてきました。もちろん、期末まで予算を確保しておかなければならないものもあることは理解できますが、すべてがそうではありません。限りある財政の中で優先的に選ばれた予算に対して、執行しようとする努力不足があったと疑念が残りました。過去に行った一般質問の答弁の中に、政策の行政評価や事務事業についての評価もプラン、ドゥ、チェック、アクション、PDCAを常に行っている旨の言葉がありました。しかし、この答弁の真偽にも疑念が生じております。

大切な限られた予算をしっかりと念頭に置き、日々業務に携わっていれば、年度途中にもその執行を変更しなければならない事態を把握し、減額補正もできるのです。こまめなチェック等を怠って、3月末まで引き延ばしているのではないかと予想できます。一年間、何してきたんだろうか、最後の最後で減額補正とは、と誤ってしまいます。各地域からの要望等をかなえるために予算はどれだけでも必要なのに、無為無策で予算凍結をしてしまったと思われるのでは無いのかと思います。

本来の仕事である、予算執行に力を注ぐところ、していなかったのなら、別の言い方をすると、仕事をしていないのなら、決算が黒字になって健全財政でありますと素直には喜ばないということでもあります。経済、お金は、人が動き働くからこそ回るものであります。何もしなければ、お金はあまりかからないということです。

予算執行をし、仕事を完遂し、なおかつ黒字で市民のためになることが重要であると思います。このことは、担当者はもとより、特に管理職の責任が問われることだと思います。部下の仕事の何を見ているのだろうか。何を管理しているのだろうか。日々仕事に忙殺されている職員の仕事なりをチェックし、予算執行状況や事務等に見落としは無いのかどうかとPDCAのチェックを行っているのだろうか。アクションにつながっているのだろうか。疑問がわいてきます。また、部下が苦勞している点はあるのか、悩んではないかといった精神面に至るまでケアしてこそ、管理職ではないでしょうか。

世間の公務員バッシングには私は組しませんけれども、一部には理解できる面もあります。それは、一般企業の人たちは、仕事で利益を出さなければなりませんし、リストラ、倒産の心配があり、雇用条件は不安定であります。が、公務員は身分保障されていて安心だという点で、恵まれていると一般の人からいろいろ揶揄されているのだと思います。身分保障があるので、安心して、扱っている税金の使い方を真心込めて、市民の

ためになるように効果的に使ってほしいと思いますし、できるはずです。いや、そうしなくてはいけないと思います。しかし、惰性が働き、ちっとも予算や税金への意識を持たずにいる向きも散見します。具体例を一つだけ挙げるならば、スキー選手への激励金があります。シーズン当初や大会前に激励して渡すのが激励金の趣旨、目的だと思うのですが、5月出納閉鎖間際に駆け込みで処理しています。市長の交際費の5月分に載っていますが、これは25年度分であります。この状況は情けなく、失念していたとしか思えません。金額はわずかかもしれませんが、誰も気が付かなかったことが問題なのであります。組織のガバナンスがなっておりません。これは上層部に問題があるのではと思います。責任は誰が取るのか、取らないのか、責任所在はどうなっているのだろうか、議会の議決の内容もよく分からず、議会が決めたのだと言って責任転嫁のごとき発言をしている姿勢に現れていると思います。市政を行うのに、市民に対して議会決議を理由に交渉する、そのやり方が、責任は市政を進める行政自らが負うといったそういう考えがないから、自分たちの無責任な発言にも気が付かないのだと思います。

29年度から収支が逆転になるのではと頭を悩ますより、組織は人で動くもの、職員の潜在能力を引き出し、市民に対してしっかりと仕事ができる環境作りが急務であると考えます。大胆な政策を示し、一年や二年では済まないこともあり、一つ一つ目標とするビジョンに向けて布石を打っていくときであると思います。一般質問の答弁にもありましたが、何々開議、〇〇会議をしていると言っていますが、はっきり言って飛騨市は「会議は踊れど人は踊らじ」といったところであります。議員に対して言い訳じみた質問という前に、言い訳じみた会議はやめにして、実のあることをしていきませんか。

予算の調整、提案、執行権は行政が握っています。そして大量な情報もです。行政は権力者なのです。権力あるものは、虚心坦懐に市民の声を聞かなければファッショになります。良い市政にはなりません。

議決のことを申し上げれば、単純にイエス or ノー、白か黒か、ではないと思います。100%賛成で賛成しているのではなく、100%反対で反対しているのではありません。だから、行政側の人間が「その予算を議会で認めたなら、その決算も認めるのが筋だ」とか「あなた方議会は、そんな問題が起こることも分からず議決しているのか」なんてことは口が裂けても言えないフレーズであると思います。もし言っているとするならば、思い上がりも甚だしいと思います。政治は妥協の産物であると聞いたことがあります。市民には多様な意見や主張があります。互いに譲り合いながら、最大公約数を求めたり、時には最小公倍数を求めていくものではないでしょうか。

幹部の方々に申し上げたい、自分は、自分たちは絶対間違っていないと自信過剰になっていると、合成の誤びゅうに陥りますよと。

以上、縷々述べてきましたが、一生懸命市民のために日々働いている、頭が下がるような職員の皆さんの存在も知っております。

しかし、「悪貨は良貨を駆逐する」と言われている経済用語ではありませんが、不穏な、

また心得違いをしている職員に、管理職の人に今一度公務員の仕事に対して向かう心がありようについて警鐘を鳴らしたく、反対するものです。議員の皆さん、これからもますます市民の声を議会で生かしてまいりましょう。

〔11番 高原邦子 着席〕

◎議長（菅沼明彦）

次に17番、籠山恵美子君。

〔17番 籠山恵美子 登壇〕

○17番（籠山恵美子）

私は、認定第1号、平成25年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定に反対し、討論したいと思います。

平成25年度当初、私は予算に反対をいたしました。その中で個々に評価できるものとしては、例えば新たな商店イメージアップリニューアル補助金制度の創設、また、障がい者の就業体験支援事業、その他これまでの市民要望が予算化されたことなどにも言及いたしました。

しかし、これらの事業にしても、総額ではそう高額ではありません。住宅リニューアル、障がい者の就業体験支援事業、二つでも決算ではわずか440万円ほどの実績でした。

福祉事業の決算を見ますと、介護の制度が変わり、国を挙げて在宅介護サービスへの移行、充実、これを言いますけれども、充実のための行政の確固とした底上げ策がありません。

介護する家庭への支援を法律化したのが介護保険法のはずなのですけれども、介護する家族の経済的負担に行政が応えようとしていません。飛騨市は、介護支援手当はいまだに1万円です。介護手当を行政の市民に対する「社会保障」と考えるか、あるいは「施し」のように考えるかで、その市政の本質が分かります。残念ながら飛騨市の場合の介護支援策は、「施し」というレベルにとどまっているような気がしてなりません。

この年、飛騨市は市民アンケートを集約いたしました。中身を見ますと、特に介護に対する市民の意見は大変厳しく、切実な訴えがあちこちに見受けられます。そういう市民の思いを受け止めれば、飛騨市の考えを改めるべきだと指摘せずにはいられません。

では一方、飛騨市は市民要望に応えられないほど、財政が本当に逼迫しているのでしょうか。平成25年度決算を財政指標から読み取ってみました。飛騨市は相当財政に余裕のある自治体です。年度間の財源不足に充当するために、財政調整基金というものがあります。家庭の普通預金のようなものです。24年度末よりさらに10億円余増やして、25年度末で58億円の普通預金となりました。

もちろん普通会計は、翌年へ繰り越すべきものを繰り越してもなお、13億円の黒字となりました。特別会計、企業会計すべてが黒字で、基金も十分積み立てて、特定目的基金は49億円となりました。さらに、飛騨市がこの飛騨管内の高山市、下呂市に比べ

でも特異なのは、特に異なっているという意味の「特異」です。特異なのは、普通交付税不足として、あとで100%交付される臨時財政対策債を全く使っていないということです。

これは、対策債と言いますと債務、つまり借金のようなイメージになりますが、そういう名前ですが、どの自治体も当然入るべき交付税の一部として、住民の生活福祉の水准确保のために活用しています。高山市、下呂市とも標準財政規模の4%から5%ほど、この不足分で補っています。が、しかし、飛騨市はそれも使っていない。なのに、財政はすべての会計で黒字、しかも貯金は1年で10億円もさらに増やしました。

こういうのを見ますと、市民からすれば真面目に一生懸命納めた税金を、もっともっと市民生活の安定のために有効に使ってほしいと、誰もが思われると思います。先ほどの高原議員の討論にもありました。全く同じだと思います。

なお、財政調整基金は、標準財政規模の10%が適正とされています。飛騨市の標準財政規模は122億円です。つまり、12億円ほどでいいわけですね。それを58億円、ほぼ6倍もため込むということは、飛騨市の行政はやるべき福祉の向上に尽力しない、そういう行政だと言われても仕方のないことです。

このため込み主義を改めない限り、飛騨市民に安心安全な暮らしは保証できないといっても過言ではないでしょう。

平成31年度からの財源不足に備えるのだと、そういう説明をこれまで何度も何度も聞かされてまいりました。しかし、大事なことは、井上市長の任期中に市民のために何をやるかで、31年度にも今の市長体制が続いている保障はありません。ということは、財政調整基金は、減債基金や特定目的基金ではありませんから、どのように使われるかは全く不透明なわけですから、それよりも長期の財政見通しをないがしろにすることなく、その上で一年一年市民のためにやれることを精一杯やって、福祉、暮らしを向上させる。そのために税金を有効に使う。これは市民の言葉そのとおりに実現することが、今求められていると思います。以上の理由から、今年度の平成25年度の決算は認定できませんので反対をいたします。

〔17番 籠山恵美子 着席〕

◎議長（菅沼明彦）

ほかに討論の通告はありませんので討論を終結し、採決をいたします。本案は、起立により採決を行います。認定第1号、平成25年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告は認定するものであります。本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

◎議長（菅沼明彦）

起立多数と認めます。よって、認定第1号については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号、平成25年度飛騨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第15号、平成25年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定についてまでの14案件につきましては、討論の通告はありませんので討論を終結し、これより採決いたします。認定第2号から認定第15号までの14案件は、一括して採決をしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎議長(菅沼明彦)

ご異議なしと認め、これより一括採決いたします。認定第2号、平成25年度飛騨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第15号、平成25年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定についてまで、以上14案件について委員長の報告は認定するものであります。これら14案件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎議長(菅沼明彦)

ご異議なしと認めます。よって、これら14案件は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◆日程第39 意見第5号 「手話言語法」制定を求める意見書

◎議長(菅沼明彦)

日程第39、意見第5号、「手話言語法」制定を求める意見書を議題といたします。本案について説明を求めます。総務常任委員長、葛谷寛徳君。

[総務常任委員長 葛谷寛徳 登壇]

●産業常任委員長(葛谷寛徳)

意見第5号、「手話言語法」制定を求める意見書。上記事件について別紙のとおり発案する。平成26年10月1日提出。提出者、飛騨市議会総務常任委員会委員長、葛谷寛徳。

それでは、「手話言語法」制定を求める意見書。

手話とは、日本語を音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情によって伝える独自の語彙と文法体系を持つ言語であり、音声言語と同様、情報の取得とコミュニケーションの重要な手段として大切に守られてきた。一方、ろう学校では、手話を使うことが制限されてきた長い歴史がある。

平成18年に国際連合総会で採択された「障害者の権利に関する条約」においては、手話は言語であることが明記され、我が国においては、平成23年に改正された障害者基本法第3条において「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められている。また、同法第22条では、国及び地方公共団体に対して、情報の利用におけるバリアフリー化等を

義務づけている。

これらの理念や制度が、実際の生活に生かされるようにするため、手話が音声言語と対等な言語であることが広く国民に理解され、聴覚に障がいを持つ子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話を使用することができ、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境の整備に向け、個別法を整備し、具体的な施策を全国で展開していくことが必要である。

よって、国におかれては、「手話言語法」を制定されるよう強く要望する。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年10月1日、岐阜県飛騨市議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣。以上です。

〔総務常任委員長 葛谷寛徳 着席〕

◎議長（菅沼明彦）

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

質疑がないようですので、質疑を終結します。これより自由討議を行います。自由討議はありますか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

なしと認めます。これで自由討議を終結いたします。これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

討論なしと認め討論を終結し、これより採決いたします。総務常任委員長、葛谷寛徳君から提出されました意見第5号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

ご異議なしと認めます。よって、意見第5号は原案のとおり決定いたしました。

◆日程第40 発議第5号 議会改革特別委員会設置に関する決議

◎議長（菅沼明彦）

日程第40、発議第5号、議会改革特別委員会設置に関する決議を議題といたします。本案について説明を求めます。議会運営委員長、谷口充希子君。

〔議会運営委員長 谷口充希子 登壇〕

●議会運営委員長（谷口充希子）

発議第5号、議会改革特別委員会設置に関する決議。

次のとおり議会改革特別委員会を設置するものとする。1、名称、議会改革特別委員会。2、目的、議会の活性化と充実についての調査研究。3、委員定数、9人。4、継続期間、委員会は本調査が終了するまで継続して設置し、議会閉会中も調査することができるものとする。平成26年10月1日提出。提出者、議会運営委員会委員長、谷口充希子。

〔議会運営委員長 谷口充希子 着席〕

◎議長（菅沼明彦）

以上で説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

質疑がないようですので質疑を終結し、これより自由討議を行います。自由討議はありますか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

ないようですので、これで自由討議を終結いたします。これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

なしと認め、討論を終結します。議会運営委員長、谷口充希子君から提出されました発議第5号、議会改革特別委員会設置に関する決議のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

ご異議なしと認めます。よって、議会の活性化と充実についての調査研究を行うため、9人の委員で構成する議会改革特別委員会を設置し、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議会改革特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により4番、洞口和彦君、6番、後藤和正君、7番、福田武彦君、8番、菅沼明彦君、10番、森下真次君、12番、谷口充希子君、14番、葛谷寛徳君、16番、池田寛一君、17番、籠山恵美子君の以上9名を指名いたします。

これより、ただいま設置されました議会改革特別委員会を委員会室において開催され、委員長、副委員長を選任していただき、議長まで報告願います。委員長が決まるまでは、年長の委員に委員長の職務を行っていただきます。再開は、議会改革特別委員会終了次第といたします。

◆休憩

◎議長（菅沼明彦）

それでは暫時休憩いたします。

（ 休憩 午後4時01分 再開 午後4時10分 ）

◆再開

◎議長（菅沼明彦）

休憩を解き、会議を再開いたします。

議会改革特別委員会より委員長、副委員長の報告がありましたので、報告いたします。議会改革特別委員長には4番、洞口和彦君、同じく副委員長には7番、福田武彦君が選任されました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。ここで市長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

（「議長」と呼ぶ声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

市長、井上久則君。

〔市長 井上久則 登壇〕

△市長（井上久則）

9月8日に開会をいたしました定例会の閉会にあたりましてご挨拶を申し上げます。

今議会では一般会計、特別会計の補正予算をはじめ、平成25年度決算の認定など多数に及ぶ案件につきまして、24日間にわたり慎重なるご審議をいただき、適切なるご決定を賜りありがとうございました。

国におきましては、人口急減、超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し、まち・ひと・しごと創生本部が発足し、一昨日召集された臨時国会において、地方創生に関する法案の提案が予定される等その対策が進んでいるところでございます。当市におきましても、今議会において人口減少問題対策の補正予算を承認していただいたところでございますが、喫緊の重要課題と捉え、市役所に横断的な組織を立ち上げ、国の政策、動向を見据えながらしっかりと取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

10月に入りまして、これから秋に向けてのイベントが多数計画されているところでございます。議員各位におかれましては、それぞれのお立場からこういった数多いイベントに積極的に参加をいただき、市の活性化にどれだけでも寄与していただくことをお願い申し上げ、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。長期間にわたりまして誠にありがとうございました。

〔市長 井上久則 着席〕

◎議長（菅沼明彦）

ここで閉会にあたり、一言お礼申し上げます。大変不慣れな議事進行でありました。本当に皆さんのいろいろなご協力の中で無事終了いたします。補正予算、また決算認定等いろいろ慎重にご審議いただきまして誠にありがとうございました。

◆閉会

◎議長（菅沼明彦）

それでは本日の会議を閉じ、9月8日から24日間にわたりました平成26年第5回飛騨市議会定例会を閉会といたします。

（ 閉会 午後4時14分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長

菅沼 明彦

飛騨市議会議員（9番）

内海 良郎

飛騨市議会議員（10番）

森下 真次